

## 特定事業を実施する方への留意事項

### 1 事業の実施にあたって

特定事業地を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）

特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするのか等市に確認する。

特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について市農業委員会に確認する。

特定事業を実施する土地が山林の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、特定事業実施予定地を管理する林務事務所に確認する。

事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する市担当課に規模、条件等を確認する。（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）

その他、施行規則第7条別表4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。

1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。

上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等をとる。

### 事業について

#### 事業区域、対象区域

特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）

## 使用材料等

特定事業の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

## その他

特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。

土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。

農地法第5条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）

排水の水質検査にあつたて、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。